

## 浄化槽の維持管理向上のための対策について 浄化槽維持管理検討委員会報告要旨（平成14年1月18日報告）

### 維持管理の問題点

浄化槽法第11条に定める法定検査の受検率が低い状態で推移している。保守点検、清掃が行われていない例もある。個人の責任のみによって維持管理を徹底することには、一定の限界もある。

### 維持管理向上のための対策

#### 基本的方向

行政や関係業者、指定検査機関において、浄化槽の維持管理を確保するためのシステムの対応を強化し、個人管理の問題を解決していくことが必要である。

#### 対策 ； 行政の参画する住民維持管理組織の構築による個人管理の組織化

浄化槽に関する住民への啓発、維持管理の一括契約及び料金の徴収等を幅広く行う総合管理型の維持管理組織の設立、既存の維持管理組織の拡充が必要。

#### 対策 ； 一括契約の実施（業者団体による個人管理の支援）

保守点検業者又は清掃業者による法定検査の受検の代理の代行。一括契約により、法定検査受検率の向上、浄化槽に対する社会的信頼性を高める等の効果がある。地方の実情に応じた関係団体の連携が重要。

#### 対策 ； 市町村が管理する形態による浄化槽の維持管理の推進

市町村が合併処理浄化槽を設置し維持管理する、特定地域生活排水処理事業の推進。事業化を推進するための市町村間のネットワーク作りやPFI手法の活用。

#### 対策 ； 法定検査のあり方の改善

BOD検査の導入及び11条検査の内容の効率化の検討。受検率の低い都道府県は、指定検査機関とともに、受検率向上の目標をたてて取組を進めるべき。検査員の資質向上のための再教育の実施、自主認定資格の検討。法定検査結果を踏まえた問題点改善に努めるべき。

#### 対策 ； 浄化槽管理者への働きかけの強化

浄化槽管理者に対する積極的な広報活動が必要。地方自治法に基づく市町村への権限の移譲も一つの方策。都道府県からの支援は不可欠。

### おわりに

国、都道府県、市町村、関係業界が維持管理の向上のために連携して取り組んでいくべき。国においては、都道府県の対応方針を把握し格差をなくすよう努め、都道府県、市町村では生活排水処理基本計画の見直しの際、維持管理面に配慮すべき。関係団体も全国団体の支援のもとに地域レベルで連携。

# 浄化槽の維持管理向上のための対策について

## 浄化槽維持管理検討委員会

### 1 はじめに

浄化槽は、歴史的には便所の水洗化を求めるニーズに対応したものであり、公共下水道に代表される公的主体が設置・管理する汚水処理施設が整備されるまでのつなぎの施設として認識され、個人により設置・維持管理されてきた。

昭和 50 年代に入り、急激に増加する浄化槽の設置や維持管理をより適正に行うために、浄化槽法が昭和 58 年に制定され、昭和 60 年から全面施行された。浄化槽法は、浄化槽の製造、工事、保守点検、清掃及び検査を一元的に規制するとともに、浄化槽工事業者及び浄化槽保守点検業者の登録制度、浄化槽清掃業者の許可制度を整備すること等により、浄化槽によるし尿等の適正な処理を図り、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的としたものである。

この浄化槽法の制定を契機に、浄化槽の設置や維持管理については、その適正化が図られたところであり、法制定以前のような大きな問題は生じていない。昭和 50 年頃から試験開発が行われていた戸建て住宅用合併処理浄化槽も昭和 59 年には実用化段階に入った。その後、生活排水対策として合併処理浄化槽の機能が公的にも評価され、昭和 62 年からは公的補助が行われるようになるなど、公共的役割を担う施設として位置付けられるようになったが、個人が浄化槽を設置・管理する形態が依然として主流である。

環境の世紀と言われる 21 世紀において、国民全体の共有財産である水環境の保全は当然のことであり、適正な維持管理を行い合併処理浄化槽の所期の性能を発揮させ、汚水処理施設としての信頼性を確保することは、これまで以上に重要となってきたと言える。しかし数百万基にのぼる戸建て住宅用の浄化槽の適正な維持管理の徹底について個人の責任だけに頼ることには限界もある。浄化槽が公的な役割を果たすものであることを踏まえ、今まで以上に積極的な行政の関与、関係業界の連携・協力による全体的システムを構築していく取り組みが求められている。

これまで、浄化槽の維持管理の適正な実施については、平成 5 年 2 月にまとめられた浄化槽専門委員会報告の中でも検討が行われた。

その後の状況をみると、平成 6 年度には、特定地域生活排水処理事業や個別排水処理施設整備事業など市町村が浄化槽を設置し維持管理する事業が創設された。また、平成 12 年度には浄化槽法が改正され、浄化槽の定義自体が変更されるとともに、単独処理浄化槽の新設が原則として禁止され、既設単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換の努力規定が盛り込まれるなど、浄化槽の恒久的汚水処理施設としての位置付けが明確化された。また、建築基準法の改正に伴い構造基準は性能規定化に向けた見直しが行われた。さらに、技術革新の速度も速くなり、例えば戸建て住宅用合併処理浄化槽においても、有機物質のより高度な除去、窒素の除去が可能な製品が広く普及し始めており、燐に対応する浄化槽も実用化された。

このように、恒久的汚水処理施設としての位置付けが明確化されるとともに、多様なニーズに対応した製品の普及など、浄化槽を取り巻く社会的状況はかつての状況から大きく変化している。しかし、維持管理の適正化において中心的役割を果たすべき

法定検査に関し、浄化槽法第7条の規定に基づく検査は受検率の向上が認められ、社会的に定着した検査となっているが、法第11条の規定に基づく検査の受検率は地域差が著しく、全国平均では依然として低い状態にあり、浄化槽の信頼性を確保する上で早急に改善すべき課題となっている。

一方、汚水処理施設の整備の現状をみると、下水道、農業集落排水施設及び合併処理浄化槽等の整備を合計した汚水処理施設整備率については、平成8年度末で61.8%であったものが平成12年度末で71.4%となった。しかし、これを都市の規模別にみると、特に人口が5万人未満の市町村（全市町村数の86%に当たる2,773市町村が該当し、総人口の27%を占める）では、整備率が45%にとどまっている。今後、これらの人口密度が低い地域や山間地域等において汚水処理施設の整備を進めることが課題となっているが、こうした地域においては合併処理浄化槽の整備が効率的な場合が多いと考えられる。すなわち、公共事業の効率的実施が求められる中で、市町村においては、恒久的汚水処理施設としての合併処理浄化槽への期待はこれまで以上に高まっており、その浄化槽に対する国民の信頼性を確保することは一層重要な課題となっている。

以上のような状況を踏まえ、学識経験者、業界関係者、行政関係者などの有識者が集まり委員会を組織し、（財）日本環境整備教育センターを事務局として、適切な維持管理の確保のために検討を行うこととした。当初、浄化槽関係者の専門的能力の確保・向上などを中心に、市町村等の関与のあり方なども含めて検討を行うこととして浄化槽関係資格検討委員会として発足した。第1回の会合では全体的状況説明と意見交換を行い、第2回及び第3回は地方自治体及び指定検査機関における法定検査に関する取り組みの状況等についてヒアリングが行われた。第4回は浄化槽関係団体からの意見聴取が行われた。その過程の中で、浄化槽維持管理体制の全体にわたる意見が多く出され、第5回は、これらの議論や意見を踏まえさらに検討が行われた。その中で検討内容を踏まえ、委員会自身の名称も浄化槽維持管理検討委員会とすることとした。本報告書は、委員会での7回にわたる検討を踏まえて、浄化槽の維持管理体制全般についてとりまとめたものである。

## 2 維持管理の現状と問題点

### （1）保守点検、清掃の現状と問題点

保守点検は、浄化槽の点検、調整、又はこれらに伴う修理を行う作業である。また清掃は浄化槽内に生じた汚泥、スラム等を引き出し、槽内の汚泥の調整等を行う作業である。いずれも、浄化槽の機能を常時、正常に維持するためには不可欠な作業である。保守点検、清掃が適正に行われなければ、当然放流水の水質は悪化する。

多くの浄化槽は適切に保守点検及び清掃が実施されているが、浄化槽管理者たる住民自身が保守点検、清掃の必要性を十分認識していなかったり、専門の業者に委託する手続きや料金支払いを煩雑に感じたりして、保守点検、清掃を専門業者に委託していない場合もある。その他転居してきた者や建て売り住宅に入居してきた者等の中には自分の家に浄化槽が設置されていることを知らず、無管理状態のため浄

化槽がまったく機能しない状態になっていたケースもある。

また、浄化槽の構造、工事、使用あるいは浄化槽汚泥の処理体制にも左右されるため、必ずしも保守点検及び清掃の業者が責めを負うべきものとは限らないが、保守点検及び清掃の作業内容について、適正な作業が行われていない場合があると指摘がある。また、高度な処理機能を有する浄化槽など新しいタイプの浄化槽が設置されている一方、新しい技術に対応した保守点検や清掃が必ずしも実施されていないといった点も指摘されている。

## (2) 法定検査の現状と問題点

法定検査は、汚水処理施設として所期の性能を發揮しているか否か、浄化槽が適正に設置されているか否か、保守点検及び清掃が適正に実施されているか否かについて判定し、問題があればそれを解決するための契機となるものである。浄化槽は多くの関係者が維持管理に関与し、時には性能低下の原因があいまいになる恐れがあるため、法定検査は浄化槽の維持管理の要となる制度であり、浄化槽の信頼性を担保する手段として重要である。

浄化槽の設置後に行ういわゆる7条検査の受検率については、過去数年間で次第に上昇しており、全国平均で平成5年度に50.7%であったものが、平成11年度には72.9%となっている。しかし毎年1回行う11条検査については、地域差が著しく、全国平均でみても平成5年度で11.2%、平成11年度でも13.9%と依然として低い状況にある。また、法定検査が行われていても、浄化槽管理者が検査で指摘された事項の改善を適正に行わず、毎年同じ浄化槽について不適正と判定されていること、浄化槽法第12条に基づく助言、指導、勧告又は改善命令が適切に行われていないこと等が問題として指摘されている。

11条検査の受検率が低いことの背景として次のような事項が挙げられる。まず、浄化槽管理者が、11条検査の受検が義務となっていることを知らない場合がある。保守点検を受ければ11条検査は不要と誤解している浄化槽管理者もいる。また、義務と知っていても、費用がかかるため、あるいは保守点検を含めいくつも契約があつて煩雑であるために受検しなかつたり、保守点検業者も11条検査の重要性を認識していない場合がある。浄化槽の施工時や指定検査機関からの受検案内の通知によって、浄化槽管理者に維持管理の必要性や内容が伝えられる場合もあるが、必ずしも十分でない場合もある。

11条検査の内容についても、保守点検と類似の項目(例;使用の状況、設備の稼働状況)があるために両者の差違が明確でなく、また、11条検査の水質検査項目のうち水質汚濁の代表的な指標であり、浄化槽の設置及び維持管理の総合的な指標であるBODについて、各都道府県の実情を踏まえ導入することとされているものの、まだ導入の例が少ない状況にある。

さらに、法定検査を行う指定検査機関の体制について、浄化槽の今後の設置基数を予測することが難しいことや、既存の単独処理浄化槽が近い将来下水道に接続することが予想されるために、検査員の確保や検査機器の整備などが計画的に進められておらず、全ての浄化槽に対応できる検査体制が整備されていない場合がある。

### 3 維持管理の向上のための対策

#### (1) 基本的方向

汚水処理施設である浄化槽に対する信頼性を確保するためには、浄化槽の適正な維持管理が不可欠である。しかし、2の「維持管理の現状と問題点」において述べたような問題点も現実に存在する。

浄化槽の維持管理に関する問題は様々であるが、浄化槽管理者の大半が個人であることがその大きな原因となっている。各個人が汚水の排出者であり、その責任を求めることは妥当なことでもある。このため従来から浄化槽管理者の意識の向上などの取り組みが進められてきたが、個人の責任のみによって維持管理を徹底することには一定の限界がある。行政や実際の業務を委託されている業者や指定検査機関において、浄化槽の維持管理を確保するためのシステマ的対応を強化していくことが必要である。

具体的には、行政が参画する住民維持管理組織の構築による個人管理（個人の責任による管理）の組織化、一括契約の実施という関係団体による個人管理の支援、他の汚水処理施設と同様に市町村が管理する形態による浄化槽の維持管理の推進、並びに法定検査等のあり方の改善を検討するべきである。

なお、上記の取り組みを円滑に進めていくためには浄化槽管理者の意識の向上を図ることも必要であり、さらに浄化槽は各家庭等に設置されるものであることを踏まえると浄化槽の使用上の注意事項に沿った使用など個人の取り組みが求められる面もあり、浄化槽管理者への働きかけも必要である。

#### (2) 維持管理組織の充実；個人管理の組織化

維持管理組織は、地域の浄化槽管理者の参加、合意のもとに、保守点検業者、清掃業者及び指定検査機関並びに市町村の協力を得て、地区単位や市町村単位で平成12年3月現在、227市町村において設立されている。組織化の契機は、浄化槽設置費に対する補助事業の創設、住民や議会等からの要望などがあり、市町村の何らかの指導により設立されているものもある。活動内容については、主として住民の意識の向上・啓発を中心とする啓発型のものや、浄化槽の設置から維持管理まで総合的に取り組み、維持管理の一括契約や手続きの代行、料金の徴収等を行う総合管理型のものなど様々である。維持管理組織は、市町村から浄化槽管理者への浄化槽に関する情報提供面でも大きな役割が期待される。

その中でも特に総合管理型の維持管理組織は、保守点検、清掃及び法定検査が適正に行われる仕組みとなっており、市町村の関与がある場合はそのことに対する安心感もあって、個人による維持管理に比べ維持管理の適正化が図られる。また、浄化槽管理者側の事務負担も軽減されるだけでなく、費用面でも有利な例がある。さらに関係業者にとっても業務の計画的かつ効率的な実施にも役立つものである。

このため、総合管理型の維持管理組織の設置を促進するとともに、既にある維持管理組織の活動を、構成員に対する広報や啓発だけではなく、維持管理契約の手続きの代行など維持管理の向上に効果の高いものへ拡充していくことが必要である。また、設置費の補助を行った施設だけではなく同地区や市町村に設置され

ている全ての浄化槽の関係者を対象として、組織的な維持管理が行われるよう、都道府県や市町村が指導し取り組んでいくべきである。

### (3) 一括契約の実施；業者団体の連携による個人管理の支援

保守点検又は清掃と法定検査の契約手続きを一括して行う、いわゆる一括契約は、環境省関係浄化槽法施行規則第9条第2項に基づき、保守点検業者又は清掃業者が11条検査の受検の手続きを代行することにより行われている。一括契約が行われている地域では、11条検査の受検率が高い傾向にあると言われている。

一括契約の効果としては、まず、法定検査受検率を向上させ、浄化槽に対する社会的信頼性を高めることであるが、住民にとっても契約手続きの煩雑さが緩和されること、指定検査機関にとっても料金の徴収が確実になることなどが挙げられる。また、関係業者が協議会等を設立して受検の手続きの代行を行う場合等では、業者間の連携が図られているので、問題のある浄化槽への円滑な対応、維持管理に携わる者全体の技術水準の向上などが期待される。

その一方で、一括契約により指定検査機関が保守点検業者・清掃業者と一体化し、保守点検等が適正に行われているか否かを判定すべき検査について、中立性、厳格性が担保されないのではないかと懸念する意見もある。このため、指定検査機関について都道府県が適切に指導監督するとともに、例えば第三者の委員会を設置するなど、指定検査機関の独立性、透明性を確保し、公正な運営を維持すべきである。さらに、一括契約の実施に当たっては、適正な競争を確保しつつ業者間の連携を図ることが不可欠である。

この一括契約を進める上での問題点は、受検の手続きを代行する保守点検業者等にとって、法定検査料金が加わった分、料金が上昇したような誤解を浄化槽管理者に与え、保守点検業者等にとっても負担になることである。このような誤解を解くためには、行政の対応が必要である。また、保守点検業と清掃業との関係も全国一律ではない。このため、一括契約の実施に当たっては、浄化槽管理者の理解を向上させるとともに、関係業者の協力を確保するため、行政側のバックアップと全国団体の指導のもとに、地方の実情に応じた都道府県単位での関係団体の連携が重要である。

### (4) 市町村による維持管理の推進；個人管理からの転換

#### 特定地域生活排水処理事業の重視

浄化槽の維持管理に関する多くの問題が浄化槽管理者が個人であることに起因していることを踏まえると、市町村が維持管理主体となる浄化槽を増やしていくことは、問題解決の有効な対策となるものであり、今後、より一層推進していく必要がある。浄化槽以外の汚水処理施設である下水道や農業集落排水施設の場合、市町村等により設置及び維持管理が行われ、住民は使用料を負担する形態となっていることも踏まえると、浄化槽についても、市町村において合併処理浄化槽を面的に整備する特定地域生活排水処理事業を拡大していくべきである。

特定地域生活排水処理事業の利点としては、市町村により維持管理が確実に実施されること、個人が設置する形態と比較して浄化槽の設置における個人の

負担が小さいこと、ある程度設置予定数が確保され計画的な整備が可能であること等が挙げられる。さらに、既存単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換にも効果的であると考えられ、このような利点も勘案し、経済性の比較検討結果等に基づいて下水道事業や農業集落排水事業の予定地区を変更し、合併処理浄化槽の整備を始めた市町村もみられる。この場合、同一の市町村内に集合処理施設と合併処理浄化槽の双方が設置されることとなる場合が多いが、いずれも市町村が維持管理するため、各種汚水処理施設の使用料は平準化されることが多い。特定地域生活排水処理事業は、他の汚水処理施設と同様に、市町村が設置し維持管理をする事業であり、住民間の不公平感をなくすことが可能であることから、生活排水処理基本計画の円滑な実施にも役立つものである。

また、この事業で合併処理浄化槽を面的に整備することと併せて、先行して合併処理浄化槽を設置してきた住民に対する配慮から、個人で管理されている既存の浄化槽についても市町村への寄付という形をとることによって市町村の管理対象とし、地域全体として汚水処理施設を維持管理している例もある。

平成 13 年 9 月現在、特定地域生活排水処理事業を実施する市町村は 82 になり、地方単独事業として同様の内容の事業を実施する個別排水処理施設整備事業に取り組んでいる市町村も平成 12 年度末で 92 あり、制度創設以来、年々増加しているが、必ずしも広く普及しているとは言い難い。

合併処理浄化槽の場合、下水道等と異なりコンサルタント的な役割を担う機関が少ないことから、市町村において本事業を推進していくためには、事業化を支援する仕組みが重要になる。例えば、市町村における合併処理浄化槽の普及・促進を目的とする団体において、既に事業を始めた市町村と検討中の市町村間のネットワーク作りや、市町村の浄化槽行政担当者を対象とした講習会の開催などを通じて、汚水処理施設として下水道以外の選択肢があり、合併処理浄化槽が地域の実情に応じて効率的に整備し管理できるものであることを広く浸透させていくことが重要である。国及び都道府県等で担当者会議や住民を対象とするシンポジウムを開催することも効果的であると考えられる。

## P F I 手法の活用

特定地域生活排水処理事業を実施するに当たって、市町村自身が事業を行うことに代えて、施設の整備計画検討段階から民間事業者の専門的能力と資金を活用する PFI 事業として実施する方法がある。これは、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）に基づき市町村の策定する実施方針に沿って行われる事業で、これまで、廃棄物焼却施設等の計画、設計、建設及び運転の事業等で実施されてきている。特定地域生活排水処理事業においては、まだ実施の例はないが、効率的な施設整備・運営の方法の一つとして採用されていくことが期待されている。

PFI 手法を特定地域生活排水処理事業に導入することの利点としては、例えば、住民への説明から施設の設置、維持管理までの包括的な事業を PFI 事業者が請け負うため、市町村の行政負担が軽減されることや、設置から維持管理の業務が計画的かつ効率的に実施されることが挙げられる。また、浄化槽の機能の保持について放流水の水質に関する担保等も含めた契約も可能である。

国において PFI 手法が活用されるよう環境整備に努めるとともに、PFI 手法は新しい手法であり実績もないため、関係団体においても PFI 手法の検討を行うとともに、事業化に向けた研修会等情報提供を行うことが期待される。

## (5) 法定検査等のあり方の改善

### 法定検査のあり方の見直し

法定検査は、浄化槽管理者からの依頼に基づき実施される。そのため、11 条検査の受検率が低い背景として、浄化槽管理者において 11 条検査の意義が理解されなかったり、保守点検との違いが明らかでなく、料金を支払う動機付けの弱いことが指摘されている。その必要性を明確化しなければ専門技術者の実施した保守点検や清掃だけで十分ではないかとの批判に答えきれない。このため、11 条検査の内容を精査して見直しを行い、汚水処理施設として放流水を検査する観点から、その必要性を明確にすることが重要である。

具体的には、水質汚濁の指標であり、浄化槽の処理性能を総合的に示す BOD 検査を重視し、その導入を推進すべきである。平成 7 年に BOD 検査の導入が国より通知されたが、当時、検査体制が十分ではない都道府県があることを踏まえ、それぞれの実情を踏まえ BOD 検査の導入を判断していくこととされた。しかし本通知を受けて、これまでに BOD 検査が導入されたのは 7 県にとどまっており、今後、その他の都道府県においても導入の具体的な計画を検討すべきである。

BOD 検査を導入する場合、料金が上昇することでかえって受検率の向上を阻害するおそれがあるため、併せて、11 条検査内容の軽減、簡素化を検討すべきである。具体的には、例えば、総合的な指標である BOD 及び衛生面で重要な項目である残留塩素濃度の測定結果に基づく外観検査の省略、過去の検査結果が適正と判定された場合に次年度検査の簡素化、各検査項目の目的や内容を踏まえた確かな結果が得られる範囲で頻度を減らし、より多くの浄化槽が検査できるようにする方策が考えられる。また、採水補助員制度の導入も検査効率化にあたって有効な方法である。

国においては円滑な導入を図るため、例えば具体的な簡素化の例を示すなど取り組みを支援すべきである。

浄化槽法の施行後、長年にわたって低迷している 11 条検査の受検率が、今後も向上しない場合、法定検査制度自体を対象にした抜本的な議論が求められるものであり、関係者は危機感を持って効率的な BOD 検査の導入等 11 条検査のあり方の改善に取り組むべきである。特に、法定検査の受検率が低い都道府県は、指定検査機関とともに、受検率向上の目標をたてて、実施状況も検証しつつ取り組みを進めていくべきである。

### 検査員等関係者の体制整備と資質向上

指定検査機関における検査体制の充実を図る上で、必要な検査員数が確保されていること、及び浄化槽の技術革新を踏まえた的確な検査が実施されるよう検査員の資質の向上を常に図っていくことが必要である。

11 条検査の受検率を引き上げていく上で、検査員を確保していくことが必要



となる。受検率が平均値より低い場合として、検査員（検査補助員含む。以下同じ。）1人当たりの設置基数が7,000基を超えている状況にある。一方、受検率が70~80%である都道府県においては、検査員1人当たりの年間検査実施基数は、2,000～3,000基前後である。

現状としては、受検率の低い地域における検査員1人が実際に検査した基数を見ると平均的な検査基数（約1,300基）よりも低い場合も多くあり、そうした地域では必ずしも検査員の不足が問題であるとは言い切れないが、将来浄化槽全数の検査を実施する場合には検査員の不足が検査率の向上にとって障害となることが考えられる。指定検査機関として指定を受けている以上、検査員数の不足を理由に検査に応じきれない事態は認められるものではなく、受検率の向上に見合った体制の整備を計画的に検討すべきである。

なお、将来の浄化槽の設置状況の見通しに不安を抱き、検査員の採用を躊躇する場合もあるため、行政の側においても、生活排水処理基本計画を通じた的確な将来像を示すとともに、指定検査機関においても多様な勤務形態、業務の合理化、他分野の検査も含めた新規業務の開拓など柔軟な対応に向けた努力も必要である。

次に維持管理体制の向上を図る上で、検査員等関係者の資質の向上を図っていくことも重要である。

検査員の再教育については、これまで（財）日本環境整備教育センターが各種の講習会を開催し大きな役割を果たしてきており、今後も新しい技術に対応した研修会の実施などを通じて中心的役割を果たすべきである。併せて、技術・製品開発を行う浄化槽メーカーや関係団体においても自主的に研修会を開催し、新しい技術の普及・啓発を推進すべきである。

検査員については、その役割を踏まえ国家資格の創設を求める声がある。しかし現在、法定検査の公正さを担保するため検査を行う機関を、人的、物的要件を判断した上で都道府県知事が指定する制度が設けられている。また行政改革の動きの中では、あらゆる資格制度全般を通じて、資格制度そのものの見直しも指摘されているところであり、11条検査の受検率の低い状況も踏まえると現時点では新たな資格の創設は困難な面が多いと考えられる。そこで、検査員の役割の重要性を踏まえ、まず、（財）日本環境整備教育センターにおける自主的な研修の実施及び自主認定資格の創設を早急に検討すべきであり、また、国においても表彰の対象とすることも考えられる。

なお、法定検査については、その検査結果が浄化槽の問題点の解決に確実に反映されることが重要である。毎年同じ指摘をする浄化槽があると、当該浄化槽管理者が法定検査を受検しなくなったり、検査員も業務の意義について疑問を持つことになる。法定検査の重要性に鑑みて、行政において検査結果を踏まえた助言、指導や勧告、また必要に応じて改善命令を行うなど、指定検査機関との連携を強化し、法定検査の結果不適正と判定された浄化槽の迅速な改善に努める必要がある。

## （6）浄化槽管理者への働きかけの強化

浄化槽の維持管理の向上のために、行政、関係業界の関与によるシステムの対

応を進めることが重要であるが、そうした取り組みを進める上で浄化槽管理者の協力を得ることが必要である。その前提として、先ず全ての浄化槽管理者が維持管理について理解することが重要であり、例えば、浄化槽設置の際に十分な説明を行うこと、浄化槽の日等での保守点検、清掃及び法定検査に関する、より一層積極的な広報活動が必要である。

また、維持管理組織、一括契約、特定地域生活排水処理事業によるシステムの取り組みが進むまでの間においては、指定検査機関など関係者の取り組みだけでなく都道府県、保健所及び市町村が、法定検査は法律上の義務であること、維持管理上重要であることなど、法定検査の意義を広報誌等も活用して広く周知するとともに、浄化槽管理者に検査の申込先や依頼の方法等を示して受検を促すことなども必要である。そうした取り組み自身が維持管理のためのシステムの対応への住民理解にもつながるものである。なお、行政はこれらの前提として、浄化槽の設置状況を的確に把握しておく必要がある。

なお、11条検査受検率の向上が図られていないことから、受検しないことに対する罰則により浄化槽管理者の個人責任を追及すべきとの意見がある。しかしながら、平成12年度時点で11条検査を受検しなかった浄化槽が約620万基あり、罰則の実効性が課題であること、全ての浄化槽を検査する体制も必ずしも整備されていないこと、他の汚水処理施設は自治体が維持管理を行っており、利用者については受検の義務自身がないこととの均衡などを勘案すると、11条検査を受けないことについて浄化槽管理者個人に対する罰則を設けることは現状として困難である。むしろ今取り組むべきことは、これまで示してきたシステムの対応を進めるべきであると考えられる。

また、浄化槽管理者への働きかけの枠組みについては、現場に最も近く、浄化槽の補助事業も実施している市町村が一定の役割を果たすことが期待される。市町村がきめ細かい指導監督を行えるようにするため、現在、いくつかの都道府県において、地方自治法に基づき条例を定め、浄化槽法第5条に定める設置届の提出先や第12条に基づく助言、指導、勧告及び改善命令等を行う権限を市町村に委譲しているのも、一つの方策であると考えられる。ただし、委譲された市町村における浄化槽行政が適正に実施されるためには、都道府県の専門技術的支援や団体に対する県レベルでの指導・調整も不可欠である。

#### 4 おわりに

浄化槽は水環境の保全のために重要な公共的役割を果たしており、恒久的な汚水処理施設として、より一層認識されなければならない。その前提として、生活排水処理機能を安定的に維持するための浄化槽の維持管理は必須条件である。行政や関係業界は、個人の責任だけに頼るのではなく、個人管理の問題点を解決していくための維持管理体制を確立する時期に至っている。

全国の汚水処理施設整備率は平成12年度において7割を超えているが、中小市町村における整備は遅れている。換言すれば、今後生活排水対策を推進する必要がある地域は、人口の分散した中山間地域が中心になってくると思われる。そうした地域においては、管渠を必要とせず、個々の世帯に設置できる汚水処理施設である

合併処理浄化槽は地理的な条件からも効率的な施設である。

これまでも、浄化槽については、資格制度等により育成された技術者が必要な作業を行うことにより、生活排水を処理することで水質保全に寄与してきたところである。合併処理浄化槽の整備が進むと、その性能を発揮させ適正な汚水の処理を確保することは、ますます重要になってくる。このようなことから、今後の対象人口の拡大に向けて、現時点で指摘されている維持管理に関する様々な問題について早急に対応し、信頼できる施設としていかなければならない。

今後取り組むべき施策の方向は、3の「維持管理の向上のための対策」において示した行政、関係業界の関与による全体的システムの構築である。そのために国、都道府県、市町村、関係業界が連携して取り組んでいかなければならない。

国においては、国庫補助の採択に当たって上記の方向性に配慮するとともに、各種施策の推進を図り、都道府県における対応方針を把握し、都道府県における維持管理の信頼性に対する格差をなくしていくよう努めるべきである。

都道府県、市町村においては、生活排水処理基本計画の見直しの際、恒久的汚水処理施設として浄化槽の整備を図るとともに、維持管理面についても配慮した計画を策定すべきであり、地域に応じた維持管理システムの構築の調整役としての役割を果たしていくことが重要である。また、市町村の浄化槽担当職員に対する講習会の実施状況等は都道府県で異なっていることから、市町村の全国的団体を通じた積極的取り組みも効果的であると考えられる。特定地域生活排水処理事業については市町村自身が事業主体となるものであり、その推進が期待される。

これらの施策の実現のためには、行政とともに関係団体の連携が重要である。地域により、関係業界の状況は異なるが、浄化槽の推進を図る上で信頼性の確保は必要なことであり、全国団体の支援のもとに地域レベルでの連携が図られていくことが望まれる。

浄化槽維持管理検討委員会 委員名簿

(委員長)

北尾 高嶺	豊橋技術科学大学建設工学系教授
入山 文郎	(財)日本環境整備教育センター理事長
宇田川育男	日本環境保全協会会長
川北 宗夫	(社)全国浄化槽団体連合会会長
河村 清史	埼玉県環境科学国際研究センター研究所長
田河 慶太	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課浄化槽対策室長
八田 富夫	全国環境整備事業協同組合連合会会長
三浦 大助	全国合併浄化槽普及促進市町村協議会会長